# 北陸信越地方交通審議会運営規則

制定　平成１５年３月３日
一部改正　平成２０年９月３日

（趣旨）
第１条　北陸信越地方交通審議会（以下「審議会」という。）の運営については、地方交通審議会規則（平成１３年国土交通省令２４号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

（召集）
第２条　審議会は、会長が召集する。
２　会長は、審議会を召集するときは、その期日の５日前までに、日時、場所及び審議事項を記載した書面を委員及び審議事項に関係のある臨時委員に送付する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（議長）
第３条　会長は、議長として審議会の議事を運営する。

（委員以外の者の出席）
第４条　会長は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者に対し、審議会に出席して、その意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（緊急議案）
第５条　審議会は、出席した委員の３分の２以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても決議することができる。

（会議）
第６条　審議会は公開とする。ただし、議長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

（議事要録）
第７条　審議会の議事の概要については、議事要録を作成する。

（答申書等）
第８条　審議会が行う答申又は建議は、書面をもってする。

（部会）

第９条　会長は必要があると認めるときは、審議事項を部会に付託することができる。

２　部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

３　第２条から第７条までの規定は、部会に準用する。

この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、平成１５年３月３日から適用する。

附　則

この規則は、平成２０年９月３日から適用する。